

補助金等事業概要

| | |
|----------------------|---|
| 補助事業名 | 佐渡市農業次世代人材投資資金 |
| 補助の区分 | 事業補助(奨励補助) |
| 補助の概要 | 経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して経営開始型の農業次世代人材投資資金を交付することにより、就農後の定着を図り、農政新時代に必要な人材力の強化を図る。 |
| 補助事業者 | 以下の要件を満たす者(概略) (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、強い意欲を有していること。 (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。 ア 農地の所有権又は利用権を有していること。 イ 主要な農業機械・施設を所有し、又は借りていること。 ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。 エ 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 オ 主宰権を有していること。 (3) 青年等就農計画の認定を受けた者であること。 (4) 青年等就農計画等が次に掲げる要件に適合していること。 ア 農業経営を開始して5年後までに農業(関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。 イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。 (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市に認められること。 (6) 実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 (7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。 (8) 原則として農林水産省経営局が運営する一農ネットに加入していること。 (9) 平成26年4月以降に農業経営を開始した者であること。 |
| 補助対象経費 | — |
| 類似補助の有無 | 無 |
| ※類似補助金の統合メニュー化 | ○同種の補助金の統合検討 |
| 補助金額(定額、上限、下限等) | 150万円/年(最大5年間)※上限 |
| ※少額補助金は廃止 | ○少額(5万円以下)補助金の理由 |
| 補助率等 | 交付期間1年目:150万円 交付期間2年目以降:150万円(前年所得額に応じ減額措置あり。前年所得350万円 で交付停止) ※夫婦共同経営の場合は、上記の金額の1.5倍の額とする。 |
| ※補助率は原則1/2以下(市単独の場合) | ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 |
| 数値目標等 | 数値化 |
| ※数値目標の設定検証 | 経営開始型採択者:H28:5経営体/年→R3:10経営体/年 新規就農者数:H28:13経営体/年→R1:34経営体/年(佐渡市将来ビジョンより) ○目標に対する費用対効果(計算式) ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 |
| 補助制度開始 | 平成30年4月1日 |
| 見直し時期 | 令和2年9月30日 |
| 補助終期 | 令和3年3月31日 |
| ※サンセット方式の徹底 | ○終期の設定が3年を超える場合の理由 |
| 補助事業の募集・開示等 | ○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、募集要項 |
| 事業担当(担当部署) | 農業政策課 |
| (電話番号) | 0259-63-5117 |